

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 産業基盤整備課

許認可等の内容		市内への企業の立地を促進するための奨励措置指定事業者の地位承継申請に対する承認
根拠法令等及び条項		栃木市企業立地促進条例第 10 条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審 査 基 準	根拠条項	栃木市企業立地促進条例第 10 条
	参考事項	栃木市企業立地促進条例施行規則
	設定等年月日	平成 23 年 10 月 1 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 ○栃木市企業立地促進条例抜粋 (地位承継) 第 10 条 相続、譲渡、合併その他の理由により指定事業者の事業を承継した事業者は、市長の承認を受け、当該指定事業者の地位を承継することができる。	
	○栃木市企業立地促進条例施行規則抜粋 (地位承継) 第 9 条 条例第 10 条に規定する指定事業者の事業を承継した事業者は、同条の規定により当該指定事業者の地位を承継しようとするときは指定事業者地位承継申請書(別記様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、地位承継の承認の可否を決定し、指定事業者地位承継承認(不承認)通知書(別記様式第 12 号)を当該事業者に通知するものとする。	